

特別養護老人ホーム 金沢弁天園

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0870200995 号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	11
7. 残置物引取人	12
8. 苦情の受付について	12

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 克信会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県日立市東金沢町4丁目16番地10号 |
| (3) 電話番号 | 0294-28-7680 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐藤 克 |
| (5) 設立年月 | 平成16年10月13日 |

2. ご利用施設

- | | |
|------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成18年3月27日指定
茨城県 0870200995 号 |
| (2) 施設の目的 | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護保険施設サービスを提供します。
この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けるのに困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 金沢弁天園 |
| (4) 施設の所在地 | 茨城県日立市東金沢町4丁目16番地10号 |
| (5) 電話番号 | 0294 - 28 - 7680 |
| (6) 施設長 | 林 一美 |

(7) 当施設の運営方針

施設利用者の人間性を尊重し、施設の健全な環境と明るく楽しい施設づくりに努め、利用者が安心して生活できるようにする。

① やすらぎと活力のある施設づくり

施設利用者やその家族の願いや思いやりを大切にし、利用者と施設職員が一体となり、人と人との温かいふれあいを重視し、生き生きとした生活が送れるよう利用者本位の施設を実現する。

② 地域交流と処遇サービスの実現

地域社会との幅広い交流を推進するため、施設活動のボランティアを積極的に受け入れるなど地域に密着した福祉施設となるよう努力する。

(8) 開設年月 平成18年 3月27日

(9) 入所定員 100人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、ご契約者（利用者）のご希望に沿えるようにいたしますのでお申し出ください。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	100室	ユニット型個室
	8室	ショートステイの居室
合 計	108室	
共同生活室	13室	ユニットごと
浴室	8室	機械浴・特殊浴槽・一般浴
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者（利用者）から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。＞

職種	人数
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務）
2. 介護職員	36名以上（常勤換算数）
3. 生活相談員	2名以上（1名専従）
4. 看護職員	3名以上（常勤換算数）
5. 機能訓練指導員	2名以上（1名専従）
6. 介護支援専門員	1名以上

7. 医師	2名（非常勤）
8. 管理栄養士	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 12:30～14:30 毎週木曜日 12:30～14:30 * 但し第2週は金曜日
2. 介護職員	標準的な勤務時間帯 早番 7:00～16:00 日勤 8:30～17:30 遅番 13:00～22:00 夜勤 21:45～ 7:15
3. 看護職員	標準的な勤務時間帯 早番 8:00～17:00 日勤 8:30～17:30 遅番 9:30～18:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8:00～8:30 昼食：12:00～13:00 夕食：18:00～19:00

③入浴

- ・入浴は最低週2回行います（ご利用者の心身等の状況に応じて行います）。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と、居室と食事に係る費用の合計金額をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度、さらに負担割合1割2割3割に応じて異なります。

【利用料金表】 介護保険1割負担・1ヶ月30日あたり（1日あたり）

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用に係る自己負担額	20,100 単位 (670)	22,200 単位 (740)	24,450 単位 (815)	26,580 単位 (886)	28,650 単位 (955)
2. サービス提供体制加算Ⅱ	180 (6) 単位				
日常生活継続支援加算2 (※1)	1,380 (46) 単位				
3. 看護体制加算Ⅰ	120 (4) 単位				
4. 看護体制加算Ⅱ	240 (8) 単位				
5. 個別機能訓練加算Ⅰ	360 (12) 単位				
6. 個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位				
7. 夜勤職員配置体制加算Ⅱ	540 (18) 単位				
8. 協力医療機関連携加算	50 単位				
9. 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 単位				
10. 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 単位				
11. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 単位				
12. 褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位				
褥瘡マネジメント加算Ⅱ (※2)	13 単位				
13. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ1 (※3)	3,731 単位	4,073 単位	4,440 単位	4,787 単位	5,124 単位
15. 介護保険合計金額 (※4)	27,817 円	30,369 円	33,104 円	35,692 円	38,208 円
16. 居住費(自己負担)	第4段階	61,980 円 (2,066)			
17. 食費(自己負担)		46,350 円 (1,545)			
合計金額	136,147 円	138,699 円	141,434 円	144,022 円	146,538 円

※1 介護保険合計額は、日常生活継続支援加算の算定時を想定して算出しています。

※2 介護保険合計額は、褥瘡マネジメント加算Ⅱの算定を想定して算出しています。

※3 介護職員等処遇改善加算Ⅰ1は、ご利用されるサービス加算の合計

（上記の加算+その他加算の合計）×16.3%となっておりますので個人によって異なります。

※4 日立市は地域区分5級地となります。

よって介護保険合計額合計は、所定の総単位数に1単位10.45を乗じた額の1割を算出いたします。

[利用料金表] 介護保険 2割負担・1ヶ月30日あたり (1日あたり)

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用に係る自己負担額	20,100 単位 (670)	22,200 単位 (740)	24,450 単位 (815)	26,580 単位 (886)	28,650 単位 (955)
2. サービス提供体制加算 II	180 (6) 単位				
日常生活継続支援加算 2 (※1)	1,380 (46) 単位				
3. 看護体制加算 I	120 (4) 単位				
4. 看護体制加算 II	240 (8) 単位				
5. 個別機能訓練加算 I	360 (12) 単位				
6. 個別機能訓練加算 II	20 単位				
7. 夜勤職員配置体制加算 II	540 (18) 単位				
8. 協力医療機関連携加算	50 単位				
9. 高齢者施設等感染対策向上加算 I	10 単位				
10. 高齢者施設等感染対策向上加算 II	5 単位				
11. 科学的介護推進体制加算 II	50 単位				
12. 褥瘡マネジメント加算 I	3 単位				
褥瘡マネジメント加算 II (※2)	13 単位				
13. 介護職員等処遇改善加算 I 1 (※3)	3,731 単位	4,073 単位	4,440 単位	4,787 単位	5,124 単位
14. 介護保険合計金額 (※4)	55,634 円	60,738 円	66,207 円	71,384 円	76,415 円
15. 居住費(自己負担)	第4段階	61,980 円 (2,066)			
16. 食費(自己負担)		46,350 円 (1,545)			
合計金額	163,964 円	169,068 円	174,537 円	179,714 円	184,745 円

※1 介護保険合計額は、日常生活継続支援加算の算定時を想定して算出しています。

※2 介護保険合計額は、褥瘡マネジメント加算 II の算定を想定して算出しています。

※3 介護職員等処遇改善加算 I 1 は、ご利用されるサービス加算の合計

(上記の加算+その他加算の合計)×16.3%となっておりますので個人によって異なります。

※4 日立市は地域区分 5 級地となります。

よって介護保険合計額合計は、所定の総単位数に 1 単位 10.45 を乗じた額の 2 割を算出いたします。

[利用料金表] 介護保険 3割負担・1ヶ月 30日あたり (1日あたり)

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用に係る自己負担額	20,100 単位 (670)	22,200 単位 (740)	24,450 単位 (815)	26,580 単位 (886)	28,650 単位 (955)
2. サービス提供体制加算 II	180 (6) 単位				
日常生活継続支援加算 2 (※1)	1,380 (46) 単位				
3. 看護体制加算 I	120 (4) 単位				
4. 看護体制加算 II	240 (8) 単位				
5. 個別機能訓練加算 I	360 (12) 単位				
6. 個別機能訓練加算 II	20 単位				
7. 夜勤職員配置体制加算 II	540 (18) 単位				
8. 協力医療機関連携加算	50 単位				
9. 高齢者施設等感染対策向上加算 II	10 単位				
10. 高齢者施設等感染対策向上加算 II	5 単位				
11. 科学的介護推進体制加算 II	50 単位				
12. 褥瘡マネジメント加算 I	3 単位				
13. 褥瘡マネジメント加算 II (※2)	13 単位				
12. 介護職員等処遇改善加算 I 1 (※3)	3,731 単位	4,073 単位	4,440 単位	4,787 単位	5,124 単位
13. 介護保険合計金額 (※4)	83,451 円	91,107 円	99,311 円	107,076 円	114,622 円
14. 居住費(自己負担)	第4段階	61,980 円 (2,066)			
15. 食費(自己負担)		46,350 円 (1,545)			
合計金額	191,781 円	199,437 円	207,641 円	215,406 円	222,952 円

※1 介護保険合計額は、日常生活継続支援加算の算定時を想定して算出しています。

※2 介護保険合計額は、褥瘡マネジメント加算 II の算定を想定して算出しています。

※3 介護職員等処遇改善加算 I 1 は、ご利用されるサービス加算の合計

(上記の加算+その他加算の合計) × 16.3% となっておりますので個人によって異なります。

※4 日立市は地域区分 5 級地となります。

よって介護保険合計額合計は、所定の総単位数に 1 単位 10.45 を乗じた額の 3 割を算出いたします。

<基本加算について>

- ・ サービス提供加算Ⅱ 条件：常勤の看護・介護職員が総数の75%以上配置されていること。
- ・ 日常生活継続支援加算Ⅱ 条件：重度者等の積極的な受入れを行っていること。
※但しサービス提供加算、日常生活継続加算どちらかのみで算定になります。
- ・ 看護体制加算Ⅰ 条件：常勤の看護師を1名以上配置していること。
- ・ 看護体制加算Ⅱ 条件：看護職員を基準以上に配置しており、協力病院との24時間連絡体制を確保していること。
- ・ 個別機能訓練加算Ⅰ 条件：個別機能訓練指導員を配置し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し計画に基づき機能訓練をしていること。
- ・ 個別機能訓練加算Ⅱ 条件：個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け機能訓練の計画・実施に活用する。
- ・ 夜勤職員配置加算Ⅱ 条件：夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1名以上、上回っていること。
- ・ 協力医療機関連携加算 条件：協力医療機関の医師や看護職員が相談対応を行う体制にあり、診療の求めがあった場合に診療を行う等連携体制を構築していること。
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 条件：感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切に対応していること。また、定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 条件：施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を3年に1回以上受けていること。
- ・ 科学的介護推進体制加算Ⅰ 条件：利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を3ヶ月に1回見直し、都度、厚生労働省に提出をすること。
- ・ 科学的介護推進体制加算Ⅱ 条件：利用者の基本的な情報に加え、ADL評価・栄養・口腔・疾病・服薬情報等3ヶ月に1回更新提出し、フィードバックを活用してケアの質向上に取り組んでいること。
- ・ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ 条件：褥瘡の発生リスクについて、施設入所時又は、利用開始時に評価し3月に1回見直し、都度、厚生労働省に提出をすること。
- ・ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ 条件：褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定を満たし、入所時に褥瘡が認められた入所者について治癒後に再発がないこと。また、褥瘡の発生リスクがある入所者について褥瘡の発生していないこと。
- ・ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1 条件：介護職員の処遇改善を実施し、計画書・実績書を都道府県知事に届けていること。

<その他の加算について>

- ・ 安全対策体制加算 20 単位／回 条件：施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所時に1回の加算）
- ・ 初期加算 30 単位／日 条件：入所日から起算して30日間加算。
- ・ 外泊加算 246 単位／日 条件：入所者が病院へ入院又は居宅に外泊した場合に加算。
（月6日を限度とし月をまたがる場合には最大で連続12日）
- ・ 在宅サービス利用加算 560 単位／日 条件：居宅における外泊を認め、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合に加算。（月6日を限度とする）
- ・ 療養食加算 6 単位／回 条件：必要に応じて療養食を提供した場合に加算。
（医師食事箋に基づいたもの）
- ・ 退所時情報提供加算 250 単位／回 条件：入居者が退所後医療機関に対して心身の状況、生活歴など適切な情報を行った場合に加算
- ・ 退所時栄養情報連携加算 70 単位／月 条件：特別食または低栄養状態の入所者に対して、

管理栄養士が医療機関へ必要な栄養管理情報を提供した場合に加算。

- ・再入所時栄養連携加算 200 単位／月 条件：医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の導入などの施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算。
- ・配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間・深夜以外 325 単位／回
早朝・夜間 650 単位／回 深夜 1,300 単位／回
条件：緊急対応時の医療提供体制を整備し配置医師による対応方針を定めた場合に加算。ただし、定期回診時間は除く。
- ・看取り介護加算 (死亡日以前 31 日～45 日) 72 単位／日
(死亡日以前 4 日～30 日) 144 単位／日
(死亡日前日・前々日) 780 単位／日
(死亡日) 1,580 単位／日
条件：医療提供体制を整備した上で医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した方に対して、利用者または家族の同意を得て看取り介護の指針に基づく見取り介護計画を成し看取り介護を受けた場合、死亡日以前 45 日を限度とし加算。

○居住費・食費に関して、所得や課税状況等から 4 つの段階に区分されます。

各市町村から負担限度額認定をうけている場合には、認定証に記載してある金額を居住費、食費の自己負担限度額とします。

居住費 (自己負担)	第 1 段階	880 円	・市県民税非課税世帯で、老齢年金を受けている方 ・生活保護を受給している方
	第 2 段階	880 円	・市県民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が 82.65 万円以下の方
	第 3 段階 ①	1370 円	・市県民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が 82.65 万円超から 120 万円以下の方
	第 3 段階 ②	1470 円	・市県民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が 120 万円以上の方
	第 4 段階	2066 円	・市県民税を課税されている方 ・同じ世帯内に市県民課税者がいるが、本人は市県民税非課税者の方
食費 (自己負担)	第 1 段階	300 円	・市県民税非課税世帯で、老齢年金を受けている方 ・生活保護を受給している方
	第 2 段階	390 円	・市県民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が 82.65 万円以下の方
	第 3 段階 ①	680 円	・市県民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が 82.65 万円超 120 万円以下の方
	第 3 段階 ②	1420 円	・市県民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が 120 万円超の方
	第 4 段階	1545 円	・市県民税を課税されている方 ・同じ世帯内に市県民課税者がいるが、本人は市県民税非課税者の方

☆ 入院で居室を空けておく場合

当施設では、空床型を採用しております。

空床型とは、本入所の方が長期入院をされお部屋が空いている際に短期入所ご利用様が利用できるというシステムです。

その為、ご利用者が病院へ入院される場合は、入院翌日から退院され弃天園に戻られる前日までの居住費は一切徴収いたしません。よって、入院中の自己負担金は一切発生いたしません。

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している居住費、食費の負担限度額とします。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2)(1) 以外のサービス（契約書第4条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① テレビ・冷蔵庫等、持ち込み電気料

各々1点につき 1日あたり 30円となります。

② 外線電話使用料

通話料金：1分あたり 10円

③ 理髪・美容

[理髪サービス]

週に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,500円

④ 貴重品の管理

原則、ご家族で管理していただき、「指輪」「現金」等貴重品の持ち込みは固くお断り致します。万が一お持込された場合、紛失については責任を負いかねます。

特別な理由により管理が困難な場合はご相談ください。

⑤ レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：園外へ出た際の昼食代、材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

新年会 節分祭 桜見物 七夕祭り 納涼祭 花火大会 敬老会 クリスマス会

ii) クラブ活動

書道、茶道、カラオケ、音楽鑑賞（材料代等の実費をいただきます。）

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

ご利用者の日常生活に要する物品は、原則としてご契約者様に揃えていただきますが、事情やむを得ない場合には、ご契約者様と相談のうえ施設側で購入することもあります。その場合には、別途実費を請求させていただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 契約書第22条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、下記の料金に居住費の基準費用額を足した額になります。

(1日あたり、令和6年8月1日より)

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	11,014 円	11,860 円	12,769 円	13,637 円	14,473 円

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 11,118 円

⑧通院の送迎サービスの料金

原則的には、ご契約者又はご家族が移送、介助を行います。事情により困難な場合の病院の送迎サービス料金。原則、日立市内に限る。

但し、施設長が必要と認める場合にはこの限りではありません。

○片道 500 円 (日立市内)

○病院にて介助が必要な場合は、時間に応じて下記料金をお支払いいただきます。

早朝	5 時 30 分～ 8 時 30 分	2,000 円
日中	8 時 30 分～17 時 30 分	1,000 円
夜間	17 時 30 分～22 時 00 分	2,000 円
深夜	22 時 00 分～ 5 時 30 分	3,000 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、一部自己負担額について変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

⑨その他

本人及びご家族のご希望により、当園で実施する在宅医療行為及び看取り介護に伴う必要な医療物品については、入居者様のご負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 7 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、当月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

○ゆうちょ銀行・銀行自動引き落とし (毎月 20 日引き落とし)

＜取引先銀行＞ 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合

※手続きが間に合わない場合のみ、窓口での現金支払、又は下記指定口座へお振り込み下さい。

常陽銀行	多賀支店	普通預金	1 7 8 4 8 9 9
特別養護老人ホーム	金沢弁天園	理事長	佐藤 克

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①指定協力病院

協力病院の名称	医療法人 愛宣会 ひたち医療センター
所在地	日立市鮎川町 2 - 8 - 16
診療科	内科・外科・脳神経外科・小児科・整形外科・泌尿器科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第 16 条参照）

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の生命・心身・財物等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の生命・心身・財物等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

利用者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第 21 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

退院が決まり次第速やかにお戻りいただけるよう支援致します。

但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合、空床利用等で居室の受け入れ準備が整っていない場合があります。

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第23条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合は、ご契約者に残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者にご負担いただきます。（契約書第23条参照）

8. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 事務長もしくは生活相談員

○受付時間 毎週 月曜日 ～ 金曜日

8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関および各階談話コーナーに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日立市・介護保険担当課	所在地	日立市助川町1-1-1
	電話番号	0294-22-3111
	受付時間	8:30～17:30
国民健康保険団体連合会	所在地	水戸市笠原町978-301
	電話番号	029-301-1550
	受付時間	8:30～17:30
茨城県社会福祉協議会	所在地	水戸市千波町1918番地茨城県総合福祉会館
	電話番号	029-241-1133
	受付時間	8:30～17:30

9. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご入所者のご家族、市町村へ連絡するとともに必要な措置を講じます。また、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

10. 非常災害対策について

運営規程 第 14 条に従い 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 金沢弁天園

説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供を受ける事に同意しました。

利用者もしくは代理人 住 所

氏 名 _____ 印 _____

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 5207.82 m²

(3) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成18年3月27日指定 茨城県 0870201001号 定員8名(空床型)

[通所介護] 平成18年3月27日指定 茨城県 0870201019号 定員28名

[居宅介護支援] 平成21年12月1日指定 茨城県 0870201415号

[地域包括支援センター] 平成26年10月1日日立市委託 茨城県 0800200057号

(4) 施設の周辺環境

周辺には住宅が多く、公園が隣接しているので、自然に囲まれた静かな環境です。
全ての部屋が窓を通し外界に触れることが出来、大変明るくなっています。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご入居者が日常生活を営むのに必要な機能を保持するのを目的として専門的な援助を行います。
1名以上の看護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
1名以上の介護支援専門員を配置しています。

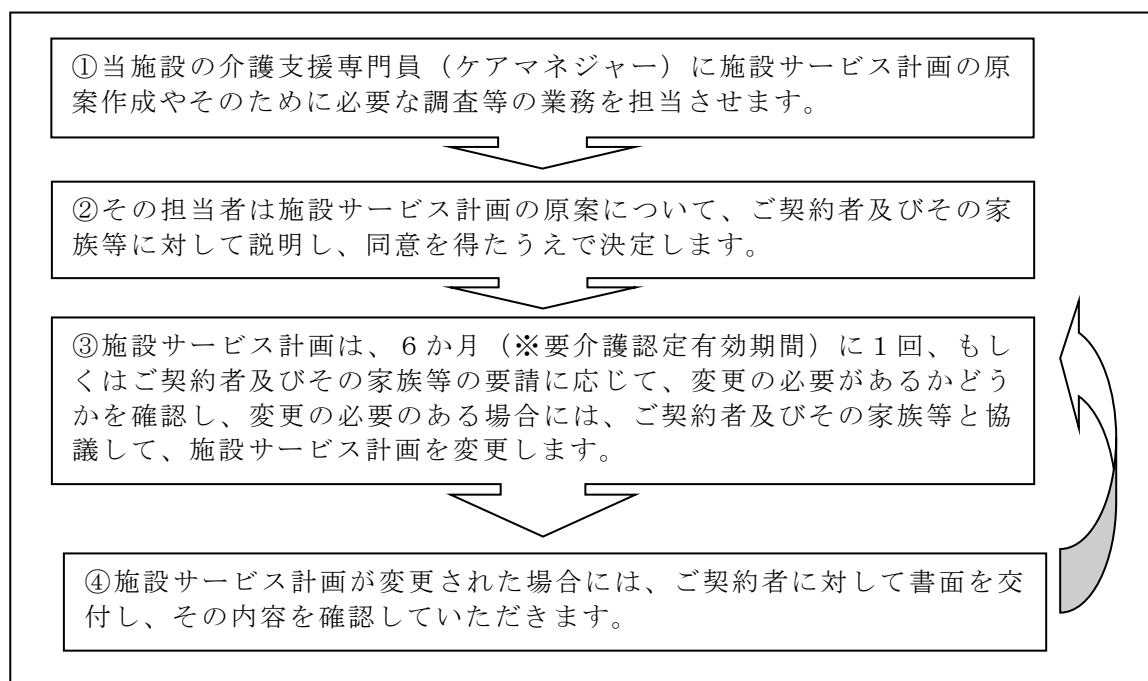
医師… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
2名（非常勤）の医師を配置しています。

管理栄養士… 給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行ないます。
1名以上の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の健康状態に注意し、疾病の早期発見、予防等健康保持のための具体的な措置として健康診断（胸部X線検査を含む）を年に1回以上実施します。また、ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者もしくはご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年保管をするとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを日立市に通達するものとします。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、原則として持ち込みの制限はございません。但し、持ち込むものに関しては、生活相談員にご相談ください。

(2) 面会

面会時間 8:30～17:00

※来訪者は、窓口にて面会票のご記入を必ずお願い致します。

(3) 外出・外泊（契約書第24条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

※届出の提出が必要です。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める食事の提供に係る費用はいただきません。（ただし1日に一食の提供もなかった場合）

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	2. なし		